

令和3年度 第1回向日市空家対策協議会（書面開催）

日 時 令和3年4月27日（月）～令和3年5月6日（木）  
出席委員 岡会長、西副会長、植田委員、松井委員、橋本委員、出野委員、  
久郷委員、波多野委員、伊藤委員、福岡委員  
内 容 向日市空家等対策の推進に関する条例（案）について

○資料1についてのご意見

西副会長 1 第2条第3号 空家等の定義の文中 「・・・がされていないことが状態であるもの」は「・・・がなされていないことが常態であるもの」とされてはいかがですか。

事務局 ご指摘のとおりですので、修正いたします。

西副会長 2 第9条第1項 特定空家等の認定の文中 「空家等が第2条第2号に掲げる状態」は「空家等が第2条第4号に掲げる状態」とされてはいかがですか。

事務局 ご指摘のとおりですので、修正いたします。

西副会長 3 条例案では、いわゆる管理不全空家等に対する措置の規定が見当たらないが、特定空家に至るまでの管理不全空家（B、Cランク）の対策については、条例案第3条（所有者の責務）といった理念だけでよいか。

事務局 ご意見の趣旨のとおり、空家等が特定空家等に至らないよう、所有者等に啓発、情報提供や助言等を行っていくことが必要と考えておりますが、そういった対応は、条例案で規定している「長屋に対する行政代執行」等のような、「空家等特措法に定めがなく法的措置が必要なもの」ではないため、計画を推進することで対応していきたいと存じます。

上記のとおり、意見等聴取後、委員への回答送付をもって、会議開催としました。